

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
任期付研究員就業規則

平成17年4月1日
17規程第12号

改正 平成17年12月 1日 17規程第65号
平成18年 3月31日 18規程第4号
平成19年11月30日 19規程第10号
平成20年 3月31日 20規程第7号
平成22年 1月 1日 22規程第2号
平成23年 1月28日 23規程第2号
平成23年 4月 1日 23規程第17号
平成23年12月28日 23規程第25号
平成24年 3月 1日 24規程第1-4号
平成26年12月 1日 26規程第6号
平成27年 4月 1日 26規程第9号
平成28年 3月 1日 28規程第3号
平成28年12月 1日 28規程第40号
平成29年12月19日 29規程第26号
平成30年12月14日 30規程第20号
令和元年11月18日 規程第9号
令和4年 4月 1日 4規程第4号
令和5年12月 1日 5規程第36号
令和7年 1月 1日 7規程第3号

(目的及び効力)

第1条 この規則は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員就業規則
(平成17年17規程第2号。以下「職員就業規則」という。)第2条第2項の規定に基づき、期間を限って雇用される任期付研究員の就業に関する事項を定めるものとする。

2 任期付研究員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労働基準法
(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他関係法令の定めるところによる。

(任期付研究員の区分)

第2条 任期付研究員は、次の各号のとおり区分する。

- (1) 顕著な研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められる者であって、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験及び研究マネジメント能力を一定期間活用して遂行することが必要とされる研究業務に従事する者
- (2) 当該研究分野に係る専門的な知識経験を有し、独立して研究能力があると認められる者であって、当該研究能力を一定期間活用して遂行することが必要とされる研究業務に従事する者

(職員就業規則の準用)

第3条 次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる職員就業規則の規定を任期付研究員に準用する。

- (1) 勤務心得 第3条から第12条の2
- (2) 勤務時間、裁量労働制、フレックスタイム制 第13条、第18条の2、第18条の3
- (3) 休憩時間 第15条
- (4) 所定の場所以外での勤務 第16条
- (5) 休日 第17条
- (6) 休日の振替 第18条
- (7) 時間外勤務及び休日勤務 第19条
- (8) 勤務時間の変更 第20条
- (9) 出勤及び休暇 第22条、第23条（第2項ただし書きを除く）及び第24条から第29条
- (10) 育児休業及び部分休業 第31条
- (11) 出張 第32条及び第33条
- (12) 研修 第34条
- (13) 専門許可 第34条の2
- (14) 採用 第36条から第39条
- (15) 退職及び復職 第41条から第44条
- (16) 解雇 第46条から第50条の2
- (17) 母性健康管理 第53条から第56条
- (18) 安全衛生 第57条
- (19) 感染症の届出等 第58条
- (20) 健康診断 第59条
- (21) 心理的な負担の程度を把握するための検査等 第59条の2
- (22) 災害補償 第60条
- (23) 表彰 第61条
- (24) 懲戒 第62条及び第63条
- (25) この規則により難しい場合の措置 第64条の2

(任期)

第4条 第2条第1号に掲げる者（以下「第一号任期付研究員」という。）の任期は、5年を超えない範囲で理事長が定める。ただし、特に5年を超える任期を定める必要があると認める場合には、7年を超えない範囲内で任期を定めることができる。

2 第2条第2号に掲げる者（以下「第二号任期付研究員」という。）の任期は、3年を超えない範囲で理事長が定める。

3 理事長は、任期付研究員を採用する場合には、当該任期付研究員にあらかじめその任期を明示しなければならない。

4 本条第1項又は第2項に規定にかかわらず、任期付研究員の任期は、当該任期付研究員が満65歳に達した日以後における最初の3月31日を越える範囲を定めることができない。

(任期の更新)

第5条 理事長は、前条第1項又は第2項で定めた任期付研究員の任期について、任期満了の際に任期付研究員の業績の評価を行い、基準を満たせば、その任期を更新することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により、任期を更新する場合について準用する。

3 第1項に定める業績の評価の基準及び方法は、理事長が別に定める。

(異動)

第6条 理事長は、任期を定めた採用の趣旨に反しない場合に限り、任期付研究員に対し、異動を命ずることができる。

2 任期付研究員は正当な理由がない限り、前項の命令を拒むことはできない。

3 転任又は配置換の任期付研究員が着任したときは、直ちに現住所等、必要な事項を理事長に届け出なければならない。

(退職)

第7条 任期付研究員が次の各号の一に該当する場合は、その日を退職日として任期付研究員としての身分を失う。

(1) 任期付研究員が退職の申出を行い、理事長の承諾があった場合

(2) 任期が満了した場合（任期が更新されたときを除く。）

(3) 休職期間が満了した場合（職員就業規則第44条第2項の規程により復職した場合を除く。）

(4) 死亡した場合

(5) 理事長が職務上、支障が生じると判断した場合

(6) 満65歳に達した日以後、最初の3月31日が到来した場合

2 任期付研究員が退職を希望する場合は、原則として1ヵ月以上前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(退職手当)

第8条 退職又は解雇に際して退職手当は支給しない。

(出勤)

第9条 任期付研究員は、出勤後、出勤簿等になつ印等して出勤を表示しなければならない。

第10条 削除

(給与の種類)

第11条 任期付研究員の給与の種類は、基本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当（第一号任期付研究員を除く）、管理職員特別勤務手当（第二号任期付研究員を除く）、期末手当、業績手当、寒冷地手当及び特地勤務手当とする。

(基本給)

第 12 条 第一号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
1	4 1 4, 0 0 0 円
2	4 7 5, 0 0 0 円
3	5 0 5, 0 0 0 円
4	5 3 8, 0 0 0 円
5	5 7 9, 0 0 0 円
6	6 2 1, 0 0 0 円
7	6 7 1, 0 0 0 円
8	7 2 2, 0 0 0 円
9	8 2 4, 0 0 0 円

2 第二号任期付研究員には、次の俸給表を適用する。

号俸	俸給月額
1	3 0 6, 0 0 0 円
2	3 4 6, 0 0 0 円
3	3 8 2, 0 0 0 円
4	4 1 0, 0 0 0 円
5	4 4 0, 0 0 0 円
6	4 6 9, 0 0 0 円
7	4 9 5, 0 0 0 円
8	5 2 5, 0 0 0 円

3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号俸については、その者の知識経験、その者が従事する研究業務の内容等に応じて個別に理事長が決定する。

4 第 1 項及び第 2 項に定める基本給の月額、月の途中における採用及び退職等の場合は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員給与規程（平成 17 年 17 規程第 5 号。以下「給与規程」という。）第 10 条の規定を準用して日割計算により支給する。

（地域手当）

第 13 条 地域手当は、給与規程第 14 条及び第 15 条第 1 項の規定を準用して支給する。

（広域異動手当）

第 13 条の 2 広域異動手当は、給与規程第 16 条の規定を準用して支給する。

（通勤手当）

第 14 条 通勤手当は、給与規程第 17 条の規定を準用して支給する。

（単身赴任手当）

第15条 単身赴任手当は、給与規程第18条の規定を準用して支給する。

(超過勤務手当)

第16条 超過勤務手当は、給与規程第22条の規定を準用して支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第16条の2 管理職員特別勤務手当は、給与規程第23条の規定を準用して支給する。

(期末手当)

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期付研究員に対して支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は解雇された任期付研究員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された任期付研究員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において当該任期付研究員の受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、俸給、地域手当及び広域異動手当の合計額に別に定める加算割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、俸給月額に給与規程第25条第3項に定める職務の区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎額とし、これに別に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(業績手当)

第18条 業績手当は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された任期付研究員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において当該任期付研究員の受けるべき俸給、地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、俸給、地域手当及び広域異動手当の合計額に別に定める加算割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に、俸給月額に給与規程第25条第3項に定める職務の区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎額とし、これに別に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(寒冷地手当)

第19条 寒冷地手当は、給与規程第28条の規定を準用して支給する。

(特地勤務手当)

第20条 特地勤務手当は、給与規程第29条の規定を準用して支給する。

(給与の減額)

第21条 任期付研究員が定められた勤務時間を勤務しないときは、給与を減額しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間当たりの給与の額を減額して支給する。

(給与の支給日)

第22条 基本給が月額で支給される者の基本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、寒冷地手当

及び特地勤務手当は、給与規程第9条第1項及び第2項の規定を準用して支給する。
2 業績手当の支給日は、別に定めるところによる。

(長期欠勤者の給与)

第23条 長期欠勤した者に対する給与の支給については、給与規程第30条の規定を準用する。

(介護休暇者の給与)

第24条 介護休暇を取得した者に対する給与の支給については、給与規程第31条の規定を準用する。

(育児休業者等の給与)

第25条 育児休業又は部分休業をした者に対する給与の支給については、給与規程第32条の規定を準用する。

(休職者の給与)

第26条 休職を命ぜられた者に対する給与の支給については、給与規程第33条の規定を準用する。

(期間の計算)

第27条 第3条の規定により準用する職員就業規則第18条、第25条、第27条、第29条、第41条、第42条、第46条から第48条、第53条及び第62条並びに第5条及び第10条において、一定日数、月数又は年数で示されているものについては、その日数、月数又は年数に休日を含むものとする。

(実施規定)

第28条 この規則の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成17年4月1日17規程第12号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月1日17規程第65号)

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日18規程第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(理事長が定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成１９年１１月３０日１９規程第１０号）
この規則は、平成１９年１２月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月３１日２０規程第７号）
この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年１月１日２２規程第２号）
この規則は、平成２２年１月１日から施行する。

附 則（平成２３年１月２８日２３規程第２号）
この規則は、平成２３年１月２８日から施行する。

附 則（平成２３年４月１日２３規程第１７号）
この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年１２月２８日２３規程第２５号）
この規則は、平成２４年１月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月１日２４規程第１-４号）
この規則は、平成２４年３月１日から施行する。

附 則（平成２６年１２月１日２６規程第６号）
この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年４月１日２７規程第９号）
（施行期日）
１ この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（差額の支給）
２ 平成２７年４月１日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成３０年３月３１日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成２８年３月１日２８規程第３号）
この規則は、平成２８年３月１日から施行する。

附 則（平成２８年１２月１日２８規程第４０号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年１２月１９日２９規程第２６号）
この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年１２月１４日３０規程第２０号）
この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和元年１１月１８日規程第９号）
この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和４年４月１日４規程第４号）

（施行期日）

１ この規則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第３条第１項第９号に規定する職員就業規則第２３条の準用は、令和５年１月１日から施行する。

２ 削除

（経過措置）

３ この規則施行日の前日に、現に任期付研究員としての身分を有し、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所任期付研究員就業規則（令和３年１月１８日３規程第１号－１）の適用を受けていた者及び施行前に採用内定を受け、当該規則に基づく労働条件の提示を受けていた者については、雇用の期間が継続する間（更新により継続している場合を含む。）、当該労働条件によることができる。

４ 当分の間、第３条第１項第２号に基づき準用する職員就業規則第１８条の３に規定するフレックスタイム制の適用については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所組織規程（平成１７年４月１日１７規程第１号）第８条に規定される組織に勤務する任期付研究員にのみ適用する。

５ 当分の間、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所組織規程（平成１７年４月１日１７規程第１号）第１０条に規定される組織に勤務する任期付研究員については、第４条第２項中「３年」とあるのを「５年」と読み替える。

附 則（令和５年１２月１日５規程第３６号）
（施行期日）

１ この規則は、令和５年１２月１日から施行する。ただし、第１２条に規定する基本給は、令和５年４月１日から適用する。

附 則（令和７年１月１日７規程第１号）

（施行期日）

１ この規則は、令和６年４月１日から施行する。